一般社団法人日本ボイラ協会会員・構成員の皆さまへ

ボイラー・圧力容器安心保険

保険期間

2023年2月1日午後4時 ～
2024年2月1日午後4時まで

中途加入の申込期間

代理店にお問い合わせください。

本制度にご加入できる方は、一般社団法人日本ボイラ協会の会員・構成員の方に限られます。
団体を脱退するなど、保険加入時点で非会員・非構成員となった場合、この保険にはご加入いただけませんので、ご注意ください。

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

一般社団法人日本ボイラ協会
Japan Boiler Association

今すぐチェック!
ボイラー・圧力容器安心保険加入のススメ

現在、「**火災保険**や**賠償責任保険**、**労災リスクに対する保険**」等に**加入**していますか?

YES

現在の保険契約では、
「**ボイラー・圧力容器固有の損害**」
(腐食や自然の消耗、劣化、ボイラースケールの進行によって生じた破裂、爆発、亀裂等)
も**補償**されていますか?

YES

日本ボイラ協会会員様専用の保険料水準となっております。ぜひ保険の見直しを**ご検討**してみてはいかがでしょうか?

NO

この機会に、ぜひ保険の加入をご検討ください。
ボイラー・圧力容器安心保険はもちろん、
会員・構成員ならではの **団体保険制度**
(全国中小企業団体中央会の団体保険制度)も**オススメ**です。
※詳細は取扱代理店にお問い合わせください。

NO

ボイラー・圧力容器安心保険とは

特長

POINT 1 **腐食、さび、浸食もしくはキャビテーション**や、**自然の消耗または劣化**(日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含む)が**進行した結果生じた**破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂による**損害も補償!**
※ボイラー・ボイラー付属機器・ボイラー配管のみ対象。亀裂については鋳鉄製部分のみ対象。

POINT 2 **ボイラースケールの進行によって生じた**破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂による**損害も補償!**
※ボイラー・ボイラー付属機器・ボイラー配管のみ対象。亀裂については鋳鉄製部分のみ対象。

POINT 3 修理費実額を、**新調達価額まで補償!**(新価払い方式)
詳しくはP3をご覧ください

POINT 4 **日本ボイラ協会会員・構成員専用**の**保険料水準!**

POINT 5 **ボイラーや圧力容器等**の**火災・化学爆発事故も補償可能!**
(火災ありタイプへご加入の場合)

ご注意ください
●鋳鉄製部分以外に生じた亀裂損害・ピンホールは補償対象外です。

ボイラー・圧力容器等の事故例

例えば、次のような損害に対し保険金をお支払いいたします。

腐食によりボイラー排水管に亀裂が生じ、
そこから蒸気が漏れたことで
ボイラーが**使用不能**に

損害額例
430 万円

給水ポンプのスイッチを切ったままボイラーの
運転を行なったため空焚きとなり
水管に**ゆがみが発生**

損害額例
540 万円

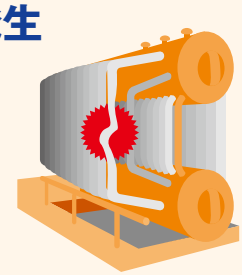

ボイラースケールが**進行**し、
過熱したことによる**膨出破裂損害**

損害額例
80 万円

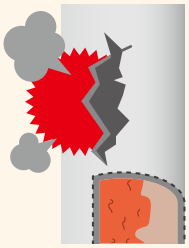

圧力容器の蒸気側ヘッダーに水圧がかかり、
温水が流水したため、**パイプ曲がり**
付近が破損

損害額例
100 万円

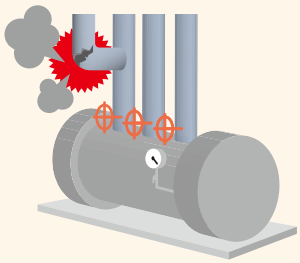

※上記の事故例は、起こる可能性がある仮想の事故例です。

対象の範囲

保険料の算出にあたり、各種機械種別や伝熱面積等のご申告が必要です。

ボイラー

①ボイラー本体＊1　②炉壁　③燃焼機（バーナ、ストーカ）　④過熱器、再熱器　⑤節炭器（エコノマイザ）　⑥空気予熱器　⑦集塵装置（排煙脱硫装置、排煙脱硝装置）　⑧煙道（煙突は含みません。）⑨通風機用電動機　⑩ボイラー通風機駆動用蒸気タービン（ファン含む）

＊1 ボイラー本体に最も近い締切弁までを含みます。ただしボイラー本体の取付部から3m以内に締切弁がない場合には第一の継手までとします。

ボイラー付属機器

①給水ポンプ本体　②ウォシントンポンプ本体　③蒸気タービン駆動給水ポンプ本体　④蒸気タービン　⑤脱気槽　⑥貯槽　⑦交換塔　⑧ろ過装置　⑨除濁装置　⑩給水加熱器　⑪油サービスタンク　⑫ポンプ　⑬油加熱器　⑭ストレーナ　⑮水・油タンク　⑯粗粉機　⑰微粉機　⑱分離機　⑲乾燥機　⑳計量機　㉑石炭運搬ベルトコンベア（コンベア）　㉒石炭運搬ベルトコンベア（ホッパ）　㉓木屑輸送・灰処理装置（送風機）　㉔木屑輸送・灰処理装置（ダクト）　㉕木屑輸送・灰処理装置（ホッパ）　㉖木屑輸送・灰処理装置（集塵装置）　㉗木屑輸送・灰処理装置(コンベア)　㉘木屑輸送・灰処理装置（ポンプ）　㉙自動燃焼制御装置　㉚ボイラー自動制御装置　㉛アキュムレータ本体　㉜貯湯槽本体　㉝ヘッダ（ボイラー付属）　㉞稀黒液貯槽　㉟酸化槽　㊱黒液濃縮罐　㊲濃黒液貯槽　㊳灰溶解槽　㊴芒硝混合槽　㊵芒硝多送用コンベア　㊶黒液加熱器　㊷デゾルビングタンク　㊸沈殿槽　㊹苛性化機　㊺消和機　㊻分離機　㊼スメルトスパウト用冷却槽　㊽同上用ポンプ　㊾各機器間の配管、弁

ボイラー配管

①ボイラーで発生した蒸気、温水または復水を包容する敷地内にある配管＊2
②ボイラーと給水ポンプまたはインゼクタ間にある給水管
③各種燃料配管
④上記配管に取り付けられた弁または付属品

※配管の契約に際しては、保険の対象の範囲を明確に記載します。

＊2 ヘッダを含みます。ただし、ボイラー本体、加熱器または節炭器相互間の配管を除きます。

その他の機械等

①圧縮機本体　②空気槽　③油分離器　④気水分離器　⑤中間冷却器　⑥脱湿器　⑦タンク本体（圧力容器含む）　⑧サイロ本体　⑨ホッパ　⑩シュート　⑪ホッパ本体　⑫ダクト＊3　⑬保温材　⑭塔・槽（器・罐）（非ライニング製）　⑮攪拌装置　⑯熱交換器本体　⑰浸染機本体　⑱ポンプ　⑲織機本体　⑳圧縮機　㉑ジェットポンプ　㉒ダイジェスタ本体　㉓フィーダ　㉔焼釜本体　㉕送風機　㉖搬送装置　㉗油移送装置　㉘殺菌・滅菌機

＊3 ダクトの契約に際しては、保険の対象の範囲を明確に記載してください。

※詳細は、取引代理店へご照会ください。

ボイラー・圧力容器安心保険について

一般的に補償対象外となるボイラー・圧力容器特有の損害についても補償されます。

		基本タイプ	火災ありタイプ
損害のてん補方式（保険金の支払方法）		新価払い方式	
免責金額		**5,000**円　エクセス方式 （損害が免責金額を超過した場合、その超過した部分を補償する方式）	
補償範囲	火災・化学爆発等	× **全国中小企業団体中央会の超ビジネスアシスト** のご加入を検討ください	●
	落雷		× **全国中小企業団体中央会の超ビジネスアシスト** のご加入を検討ください
	風災・水災		
	電気的機械的事故	●	●
	その他偶然な破損	●	●
	ボイラースケールの進行によって生じた破裂、爆発、亀裂等	●	●
	腐食や自然の消耗、劣化によって生じた破裂、爆発、亀裂等	●	●

〈用語の定義〉

●破裂……ボイラー等が、不測かつ突発的に内部に包容した気体または液体の圧力によりはり裂けること、飛散することまたは破壊することをいいます。

●圧かい… ボイラー等が、不測かつ突発的に内部に包容した気体または液体の圧力（真空を含みます。）により、押しつぶされることまたは裂開することをいいます。

●膨出……ボイラー等が、不測かつ突発的に内部に包容した気体もしくは液体の圧力または過熱により、膨れ出し、または焼変し、再使用のためには修理または取替えを必要とする状態になることをいいます。

●爆発……ボイラー等につき、燃料もしくは燃料から発生したガスまたは粉塵が、不測かつ突発的に異常燃焼し、ボイラー等が破壊または溶変することをいいます。ただし、通常の使用により生じた溶変または崩壊は含みません。

●亀裂……ボイラー等の鋳鉄製部分が、不測かつ突発的に割れ、気体または液体が漏洩することをいいます。

「新価払い方式」とは？

新調達価額(*1)を限度に、修理費実額をお支払します。

＊1 保険の対象となる機械設備・装置と同種同能力の新しい機械を取得するために要する価額。この価額には、機械本体の価格に加え、機械を稼働可能な状態に設置するために要する費用（運賃、組立・据付費、試運転調整費等）も含まれます。

※保険金額を、保険期間中を通じて、常に新調達価額に一致させておく必要があります。インフレ、機械の改良等により新調達価額が上昇した場合には、保険金額を増額して、新調達価額に一致させていただくようお願いいたします。

※保険金額が新調達価額に不足する場合は、その不足する割合によって、お支払いする保険金が削減されますので、新調達価額いっぱいにご契約いただくようお願いいたします。

年間保険料の目安

保険料は、保険金額に所定の料率を乗じて算出いたします。

保険料例（使用燃料：液体）

	保険金額	基本タイプ 年間保険料	火災ありタイプ 年間保険料
水管式ボイラー	1,000万円 （免責金額 5,000円）	29,900円	31,280円
ボイラー付属機器一式	300万円 （免責金額 5,000円）	5,820円	6,090円
合計年間保険料		35,720円	37,370円

お支払いする保険金

次の4種類の保険金をお支払いいたします。

1 損害保険金*1

（修理費*2 ＋ 損害防止費用*3）*4 － 残存物価額*5 － 免責金額*6 5,000円

*1 損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額（保険金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額とします。）の80%に相当する額を超えた場合には、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

*2 修理費：新部品費、解体費、材料費、運搬費、組立・据付費、試運転・調整費、諸経費等
ただし、以下は修理費に含まれません。
（1）国際間における航空輸送もしくは貸切輸送により特に要した増加運賃または国外から技術員の派遣を受けたために要した費用
（2）仮修理費（本修理の一部をなす部分は除きます。）
（3）損傷を受けた部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用
（4）模様替えまたは改良による増加費用
（5）損傷の修理に必要な場合を除き、分解整備、乾燥もしくは清掃の費用または凝固、閉塞、他物の付着、浸水もしくはこれらに類似の状態を取り除く費用

*3 損害防止費用：損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用

*4 修理費および損害防止費用の合計額が新調達価額を超える場合は、新調達価額を限度といたします。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情を除き、損害が生じた日から1年以内に復旧を行わなかった場合は、損害が発生した時における機械設備・装置の時価額（新調達価額から使用による減価を差し引いた額）が限度となります。

*5 残存物価額：修理に伴って残存物がある場合のその価額

*6 免責金額：ご加入者にご負担いただく金額です。

2 臨時費用保険金

1の損害保険金が支払われる場合において、損害保険金の10%に相当する額をお支払いいたします。
ただし1回の事故につき200万円を限度といたします。

3 残存物取片づけ費用保険金

1の損害保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用を損害保険金の10%の範囲内でお支払いいたします。

4 原因調査費用保険金

1の損害保険金が支払われる場合において、保険の対象を復旧するために必要かつ有益なその損害の原因調査費用をお支払いいたします。ただし、1事故につき30万円を限度といたします。

お支払いの対象となる主な損害

次のような不測かつ突発的な事故により物的損害が生じた場合に保険金をお支払いいたします。
※証券記載の所在地において保険の対象が稼働可能な状態にある場合に限ります。
ただし、お支払いの対象とならない主な損害を除きます。

①腐食、さび、浸食またはキャビテーション、自然の消耗または劣化、ボイラースケールの進行に伴う破裂、圧かい、膨出、爆発、亀裂
②従業員または第三者の取扱上の拙劣、または過失による事故
③ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気の作用その他の電気的現象による事故
④設計・製造または材質の欠陥による事故
⑤工場製作または組立作業の欠陥による事故
⑥遠心力に基く飛散、破壊による事故
⑦ボイラー内の水不足による事故
⑧その他保険の対象に生ずる不測かつ突発的な事故
⑨火災（火災ありタイプのみ）
⑩ボイラーの化学爆発（ガス又は粉じん爆発）（火災ありタイプのみ）

等

お支払いの対象とならない主な損害

次のような損害については保険金をお支払いいたしません。詳細は、機械保険普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）をご確認いただくか、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

〈火災ありタイプ〉
①保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）、これらの者の代理人または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意または重大な過失
②①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③保険の対象の瑕疵。ただし、保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者もしくはこれらの者の使用人が相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。
④騒擾およびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、⑰の暴動に至らないものをいいます。）
⑤労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
⑥差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
⑦台風、旋風、竜巻、暴風等の風災（洪水、高潮等を除きます。）
⑧台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）、落石等の水災
⑨土地の沈下、移動または隆起
⑩置き忘れ、紛失、盗難、詐欺または横領
⑪腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害（破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合は支払対象です。※ボイラー・ボイラー付属機器・ボイラー配管のみ対象）
⑫自然の消耗または劣化（保険の対象の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。）が進行した結果、その部分に生じた損害（破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合は支払対象です。※ボイラー・ボイラー付属機器・ボイラー配管のみ対象）
⑬ボイラースケールが進行した結果、その部分に生じた損害（破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合は支払対象です。※ボイラー・ボイラー付属機器・ボイラー配管のみ対象）
⑭保険の対象を仮修理その他の応急措置により運転または使用している間に生じた損害
⑮保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
⑯ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、この規定を適用しません。
⑰戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
⑱地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑲核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑳⑲に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
㉑保険の対象の製造者または販売者が被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
㉒落雷
㉓他物の衝突または航空機の墜落による損害

等

〈基本タイプ〉
〈火災ありタイプ〉のお支払いの対象とならない主な場合①～㉓に加え、以下の㉔㉕もお支払いの対象外となります。
㉔火災、火災による爆発もしくは破裂または化学反応による爆発もしくは破裂による損害（消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。）
㉕ボイラーの化学爆発（ガス又は粉じん爆発）による損害等

※この保険では、サイバー攻撃による事故の補償限定特約条項が自動セットされます。サイバー攻撃に起因する損害、損失または費用については、お支払いの対象としません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
- 他の特約条項等の規定によって火災または破裂もしくは爆発がお支払いの対象となる場合において、サイバー攻撃により火災または破裂もしくは爆発が発生した場合
- 保険契約者または被保険者が個人（個人事業主を除きます。）の場合

ご加入時の注意事項（必ずお読みください）

1.本保険制度の運営について

本保険は、一般社団法人日本ボイラ協会の会員・構成員を契約者とする損害保険契約(機械保険)です。
東京海上日動火災保険株式会社が引受保険会社となり保険制度を運営しています。

2.ご加入の際の注意

〈告知義務〉
契約申込書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（取扱代理店には、告知受領権があります。）。

〈通知義務〉
ご加入後に次の事実が発生することが判明した場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によっては、ご契約を解除することがあります。
①保険の対象の用途または仕様を変更したこと。＊
＊保険の対象の用途または仕様について、次のような変更を行う場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。
・保険の対象の用途を、ご契約時の取扱説明書が規定している保険の対象の用途と異なる用途に変更する場合
・保険の対象の出力、設備容量または作業効率もしくは稼動効率を向上させる場合
②上記以外で契約申込書の☆が付された事項に内容の変更が生じたこと。

〈補償の重複に関するご注意〉
補償内容が同様の保険契約（特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈他の保険契約がある場合〉
この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：
既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。
なお、他の保険契約等に支払責任額を時価額等で算出する旨の約定があるときは上記の保険金支払方法とは相違しますので、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

〈保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて〉
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります。））である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

〈代理店の業務〉
取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

〈重大事由による解除について〉
以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
・ご契約者、被保険者等が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

3.ご加入後のご注意

①ご加入内容の確認・保管：証券は加入内容を確認する大切なものです。証券が到着しましたら、ご意向どおりの加入内容になっているかどうかご確認ください。なお、本制度は団体契約であるため、証券のお届けが始期日以降になる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。証券が到着するまでの間、契約申込書控え等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。
②加入後の内容変更：ご加入後、加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者ではなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了までは補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4.もし事故が起きたときは

損害が生じたことを知った場合には、直ちにご加入の取扱代理店にご連絡ください。
※保険金の請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書をご提出いただく必要があります（その他事故の状況に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。）。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

このパンフレットは「ボイラー・圧力容器安心保険（ボイラーまたはボイラー付属機器に関する特約等付帯機械保険）」の概要をご紹介したものです。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、保険期間終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点がある場合には、代理店までお問い合わせください。ご契約者と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者（複数の場合には全員）にご説明いただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人日本ボイラ協会

引受保険会社　東京海上日動火災保険株式会社

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

ナビダイヤル **0570−022808** <通話料有料>

IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。
受付時間:平日午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉

〈引受保険会社〉

E14-87250（1）改定202300
2023年●月　23-T00000